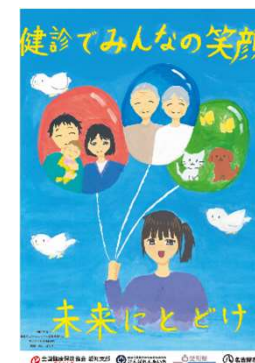


令和7年度

第1回 健康づくり推進協議会



令和7年8月26日(火)

令和7年度 健診ポスターコンクール
優秀作品

目 次

1. 令和6年度第2回協議会で頂いた意見・質問について
2. 業界団体と連携した健康づくりについて
3. 令和6年度保健事業結果について

1. 令和6年度第2回協議会での ご質問・ご意見について

(1) 【道路貨物運送業】各事業所における 「生活習慣改善意思なし者」の割合別事業所 数について

参考資料1項～5項

参考資料1頁から3項は、令和5年度健診質問票データ※を基に作成した「生活習慣改善意思なし者」割合及び「特定保健指導レベル保有者」割合の相関を現した分布図（令和6年度第2回協議会の際にお示しした資料を改めて作成したもの）。

ご意見

道路貨物運送業の各事業所における「生活習慣改善意思なし者」割合のヒストグラムを作成してみてもどうか。

道路貨物運送業全体での「生活習慣改善意思なし者」割合は40%弱だが、ヒストグラムで見ることで事業所単位での割合分布（事業所の特徴）が見えてくる。

回答

道路貨物運送業全体での「生活習慣改善意思なし者」割合は36%（12,752人）、「生活習慣改善意思あり者」割合は64%（22,486人）（回答なし8%（2,870人）を含む。）となっている。

各事業所における「生活習慣改善意思なし者」割合を階級、事業所数を度数としたヒストグラムを作成したところ、健診受診者が10人以上の事業所では、35%以上40%未満の階級を頂点とした山型の分布（いわゆる左右対称型）となっている。

なお、0%以上5%未満の階級389事業所のうち388事業所が、80%以上100%未満の階級98事業所のうち97事業所が受診者10人未満事業所となっている。

健診受診者が10人以上事業所のうち「生活改善意思なし者の割合」が高い（右辺の）事業所集団の特徴等を基に分析し、道路貨物運送業のポピュレーションアプローチの実施方法・内容等を検討していきたい。

※ 質問票データ・・・特定健診受診時に受診者が記入する質問票を集計したデータ。質問票には「運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか」の質問を含む22の質問項目がある。また、回答者は特定保健指導の非該当者も含む。

1. 令和6年度第2回協議会での ご質問・ご意見について

(2) 「生活習慣改善意思なし者」の割合と 健診受診者平均年齢の相関について

参考資料6項～7項

ご意見

「生活習慣改善意思なし者」割合は、年齢に影響を受けている可能性もある。若い方が多い業種のほうが意思なし者の割合が高くなっているかもしれない。『教育・学習支援』は若い方が多いかもしれない。

回答

「生活習慣改善意思なし者」割合と「業態における健診受診者の平均年齢」との間には、ほとんど相関がない（相関係数＝ -0.11227 ）。

また、「特定保健指導レベル保有者」割合と「業態における健診受診者の平均年齢」にも、ほとんど相関がない（相関係数＝ 0.142919 ）。

なお、『教育・学習支援』の業態の平均年齢は53.2歳※であり、全業態の平均年齢55.8歳より2.6歳若い。

引き続き、「生活習慣改善意思なし者」の傾向（理由・要因、健康状態との関係等）について、いくつかの仮説を立てながら、分析していきたい。

※ 「生活習慣改善意思なし者」のデータは「健診質問票データ」を基にしているため、健診受診者のみのデータであり、協会けんぽ加入者全体の平均年齢ではない。

1. 令和6年度第2回協議会での ご質問・ご意見について

(3) 愛知支部加入者の健診結果にかかる 経年的変化について

参考資料8項～14項

ご意見

前回資料5頁の下の枠内に「他県に比べて悪化している健診結果がない」と記載されているが、経年的にどのように変化してきているのか、という視点が大切である。

回答

2020年～2023年の経年変化をみると、2020年から2023年にかけて男性の腹囲リスクが経年的に50%を超えていることが傾向として挙げられる。また、血压リスクについては2020年から2023年にかけて男性が0.7ポイント、女性が0.6ポイント増加している。

血压リスクの増加については、年代別のリスク保有率も全年代で上昇しており、要因について検証・分析していきたい。

また、腹囲リスクの減少が、血压・脂質・血糖リスクの減少要因のひとつとなることから、今後も特定保健指導を通じたメタボリスク保有者の減少に尽力する。

1. 令和6年度第2回協議会での ご質問・ご意見について

(4) 健診当日の特定保健指導を利用している 事業所数について

ご質問

特定保健指導の健診当日実施をしている企業がどのくらいあるか、教えてほしい。

回答

愛知支部の令和5年度に実施した特定保健指導にかかる初回面談実施人数は28,838人であるが、健診当日の初回面談実施人数は16,491人（7,299事業所）である。また、愛知県内で初回面談実施可能な健診機関は127機関。

ただし、特定保健指導の当日実施を推進・体制を整備している事業所数については、事業所ごとの健診受診体制を把握できない関係上、正確な数はわかりかねる。

なお、この数は令和5年度の初回面談実施者の57.1%、特定保健指導対象者（123,349人）の13.3%にあたる。

健診の際、午前中に健診を受けて午後から出勤することを理由に当日指導を断られるケースもある中で、対象者全体の1割をカバーしている意義は大きく、健診受診日の健康意識が高まるタイミングでの健診機関による声掛けが結果に反映されていると考える。

特定保健指導のさらなる実施件数向上のため、健診機関の協力を得ながら、健診当日の初回面談を推進してまいりたい。

2. 業界団体と連携した健康づくりについて

(1)業態に着目したポピュレーションアプローチの経緯

令和6年度第2回会議にて

「特定保健指導レベル保有者」の割合が高く、加入者の多い「道路貨物運送業」「卸売業」「機械器具製造業」「総合工事業」について、これらの業態について優先的にアプローチすることを検討したい旨をお示しした。

愛知支部は昨年11月、道路貨物運送業に属する愛知県トラック協会と連携し、健康づくりについて周知広報を実施した。

令和6年度 愛知県トラック協会連携状況

- ・ 健康経営セミナーの共同開催
→実施回数：1回（11月）、参加人数39人、アンケート結果：（※参考資料15頁を参照）
- ・ 連名文書による事業者健診結果データ提供勧奨の実施
→116社に勧奨実施（12月）、うち44社からデータ提供に同意する書面の提出あり
- ・ トラック協会会報誌やHPを利用した健康づくり広報
→会報誌に協会けんぽの健康づくり動画視聴案内チラシを同封（1月号）、トラック協会HPに動画の視聴案内チラシと動画URLを掲載。
○管理職向け動画：1,233回→1,398回（R7.3.31時点）
○ドライバー向け動画：468回→643回（R7.3.31時点）

愛知県トラック協会との連携により、協会けんぽの課題である協会事業の周知や健康づくりにおいて一定の効果を得られたと考える。

令和7年度についても引き続き連携を行い、健康づくりについての広報や健診受診率及び保健指導率の向上につながる取り組みを実施する。

2. 業界団体と連携した健康づくりについて

(2)総合工事業との連携等について

総合工事業は5頁で示した4業態の中で、道路貨物運送業に次いで特定保健指導レベル保有者割合が高い業態であることから、今後は道路貨物運送業に加えて総合工事業との連携を実施したい。

共通項

- ・ 特定保健指導レベル保有者割合が高い。
- ・ 生活習慣改善意思なし者の割合が高い。
- ・ 労働時間が長い。年間総実労働時間（令和4年）は全産業の中で運送業・郵便業が最も長く（1,992時間）、次いで建設業が長い（1,966時間）。全業態平均1,633時間を大きく上回っている。（厚労省「毎月勤労統計調査」）
- ・ 平均年齢が高い。令和3年時点で大型トラックドライバーは49.9歳、中小型トラックは47.4歳、建設業は47.9歳。全産業平均は43.4歳。（厚労省「賃金構造基本統計調査」、国土交通省「最近の建設業を巡る状況について」）
- ・ 現場等へ直行直帰する従業員が多く、事業者の事務所に来る人数は比較的少数であり、社内の会議室等を使用しての特定保健指導は実施困難な方が多い。

→道路貨物運送業と同様に関係団体を通じて協会けんぽの事業・健康づくりの知識を広報することで、業態全体の健康増進を図る。

2. 業界団体と連携した健康づくりについて

(3) アプローチの手法について

- ・ 関係団体への広報アプローチには、健康経営（健康宣言）を「キー」とした広報活動が効果的であると考える。

健康宣言事業所と未宣言事業所における令和6年度健診受診状況及び特定保健指導実施状況の比較

全業態	事業所数	対象者数	1事業所あたり 対象者数	受診者数 (生活)	受診率 (生活)	受診者数 (事業者込)	受診率 (事業者込)	事業者健診 のみ	事業者健診 の割合	特定保健指導 対象者	特定保健指導 対象者割合	特定保健指導 指導実施者数	特定保健指導 指導実施率
宣言あり	8,929	291,912	32.7	189,360	64.9%	217,003	74.3%	27,643	9.5%	40,508	18.7%	3,493	8.6%
宣言なし	112,495	840,130	7.5	389,691	46.4%	456,105	54.3%	66,414	7.9%	84,594	18.5%	5,935	7.0%

総合工事業	事業所数	対象者数	1事業所あたり 対象者数	受診者数 (生活)	受診率 (生活)	受診者数 (事業者込)	受診率 (事業者込)	事業者健診 のみ	事業者健診 の割合	指導対象者	対象者割合	指導実施者	指導実施率
宣言あり	768	14,995	19.5	10,780	71.9%	12,185	81.3%	1,405	9.4%	2,664	21.9%	405	15.2%
宣言なし	6,191	29,897	4.8	14,253	47.7%	15,927	53.3%	1,674	5.6%	3,683	23.1%	334	9.1%

道路貨物運送業	事業所数	対象者数	1事業所あたり 対象者数	受診者数 (生活)	受診率 (生活)	受診者数 (事業者込)	受診率 (事業者込)	事業者健診 のみ	事業者健診 の割合	指導対象者	対象者割合	指導実施者	指導実施率
宣言あり	457	27,101	59.3	14,585	53.8%	17,458	64.4%	2,873	10.6%	4,201	24.1%	160	3.8%
宣言なし	2,254	40,415	17.9	17,960	44.4%	22,517	55.7%	4,557	11.3%	5,653	25.1%	191	3.4%

- ・ 宣言事業所と未宣言事業所を比較した場合、生活習慣病予防健診受診率、事業者健診結果データの取得率、特定保健指導実施率は、宣言事業所がより良い結果となっている。
→健康経営に取り組むことを宣言して健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を目標に掲げていることから、社内の受診体制整備等によって割合が高いと考えられる。
- ・ 総合工事業においては、道路貨物運送業よりも割合の差が大きい。
→健康宣言によるアプローチが効果的な可能性がある。

2. 業界団体と連携した健康づくりについて

(4)総合工事業における特定保健指導の実施率向上のために

ご意見をいただきたい内容について

1. 関係団体を通じたアプローチの手法について

協会けんぽの課題である「事業所との距離」を解消するため、業界団体を通じた健康づくりは効果的であると考えます。手法については健康宣言の推進を中心に広報する形が効果的であると考えますが、健康宣言を推進するにはこういった進め方があり、効果的であるとお考えになりますか。また、あるとするならば懸念点についてもお教えください。

2. 効果検証について

特定保健指導実施率の経年変化を長期的に追いつつ、短期的な視点として健康宣言事業所数の増加を評価指標にできると考えますが、そのほかに評価指標として着目すべきデータ等はいかがでしょうか。

3. 令和6年度保健事業実施結果について

(1) 健診

①令和3～6年度の生活習慣病予防健診・事業者健診・特定健診の受診者数・受診率・全国順位

生活習慣病予防健診・事業者健診・特定健診 実施結果 過去3年との比較

			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			人数(人)	実施率 (%)	全国 順位	人数(人)	実施率 (%)	全国 順位	人数(人)	実施率 (%)	全国 順位	人数(人)	実施率 (%)	全国 順位
被 保 険 者	生活習慣病 予防健診	受診者	464,958	47.7	44	485,244	50.4	44	507,854	51.7	44	538,650	53.2	39
		対象者	975,010			962,238			981,610			1,013,215		
	事業者健診 データ	受診者	110,179	11.3	15	118,823	12.3	12	122,148	12.4	5	117,304	11.6	10
		対象者	975,010			962,238			981,610			1,013,215		
	合計	受診者	575,137	59.0	-	604,067	62.7	-	630,002	64.2	-	655,954	64.7	-
		対象者	975,010			962,238			981,610			1,013,215		
被 扶 養 者	特定健診	受診者	73,020	27.6	17	73,298	29.4	14	68,909	28.3	24	68,956	29.0	31
		対象者	264,704			249,513			243,216			237,389		
合計		受診者	648,157	52.3	42	677,365	55.9	43	698,911	57.1	42	724,910	58.0	38
		対象者	1,239,714			1,211,751			1,224,826			1,250,604		

3. 令和6年度保健事業実施結果について

(1) 健診

②令和6年度の生活習慣病予防健診にかかる実績評価と要因分析

令和6年度の生活習慣病予防健診にかかる取り組み内容

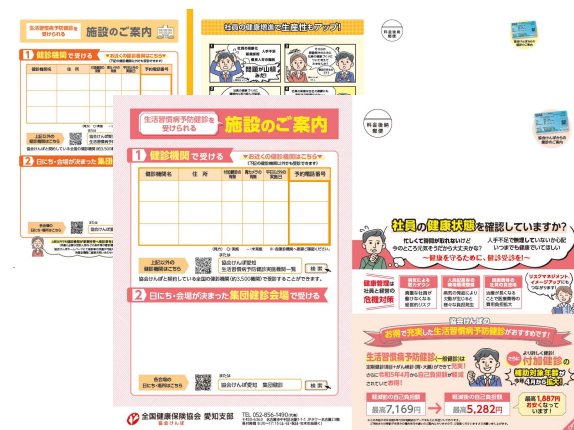
●GISを用いた生活習慣病予防健診受診勧奨

事業所または未受診者の自宅の近隣にある生活習慣病予防健診実施機関をGISを用いて3機関選定し、当該健診機関を掲載した受診勧奨DMを送付。DMはA4サイズ圧着大判はがき（4頁or6頁）で作成。内面に生活習慣病予防健診の内容を記載。

※GIS（地理情報システム）：位置に関する様々な情報を持ったデータを加工・管理したり、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術の総称。（国土交通省ホームページから引用）

●事業所と連携した被保険者個人への生活習慣病予防健診の受診勧奨業務

定期健診の対象とならないと考えられる被保険者層の健診受診率が低い事業所に対し、健診の実施状況等を調査するとともに、当該事業所での健診受診勧奨が抜け落ちる被保険者に対して、生活習慣病予防健診について個別に文書による勧奨を行った。
アンケート結果：参考資料24頁を参照



実績評価と要因分析

	令和5年度			令和6年度			前年度比 受診率 (受診者数)
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	
事業所あて	293,915	20,650	7.0%	301,591	37,650	12.5%	+5.5% (17,000)
個人あて	5,494	862	15.7%	5,494 (新規受診者206名)	792	14.4%	-1.3% (70)

事業所あての勧奨については生活習慣病予防健診受診率が5.5ポイント増加しており、十分な効果があったと考えられる。個人あての勧奨については前年度より受診者が減少する結果になったが、事業所の実態把握など、今後の受診勧奨に活かせるデータが得られたと考える。

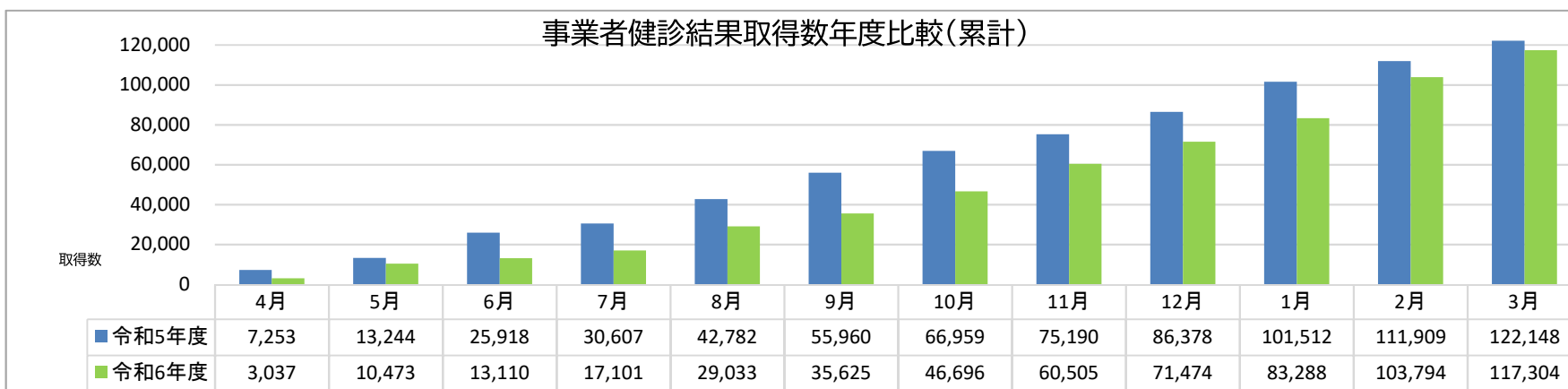
3. 令和6年度保健事業実施結果について

(1) 健診

③令和6年度の事業者健診データ取得にかかる実績評価と要因分析

令和6年度の事業者健診データ取得にかかる取り組み内容

- 健診機関及び事業所に対する健診結果データ提供勧奨業務
(結果) 勧奨対象(結果データ) : 225健診機関 勧奨対象(紙結果) : 3,169事業所
取得件数 : 約120,035件 ※システム取込件数、グラフとの差はエラーを除いた件数
- 事業所に対する提供依頼書取得勧奨業務及び愛知県トラック協会との連名で文書勧奨
(結果) 勧奨対象 : 980事業所 取得 : 375事業所
トラック協会連名文書分 勧奨対象 : 116事業所 取得 : 44事業所
- 提供依頼書(同意書)提出済事業所に対して健診実施機関変更の有無についての調査業務(新規事業)
(結果) 調査対象 : 5,817事業所 回答あり : 4,765事業所 健診機関の変更があった数 : 1,091事業所



実績評価と要因分析

事業所に対して文書及び電話にて①受診する健診機関の変更有無についての調査、②愛知県トラック協会との連名で文書勧奨し、健診結果データ提供依頼書の提出につなげる新たな試みを実施したが、委託業者との事務処理上の連携に遅延が生じ、データ収録が遅れたことで令和5年度の件数を約4800件下回った。

3. 令和6年度保健事業実施結果について

(1) 健診

④令和6年度の特定健診（被扶養者）にかかる実績評価と要因分析

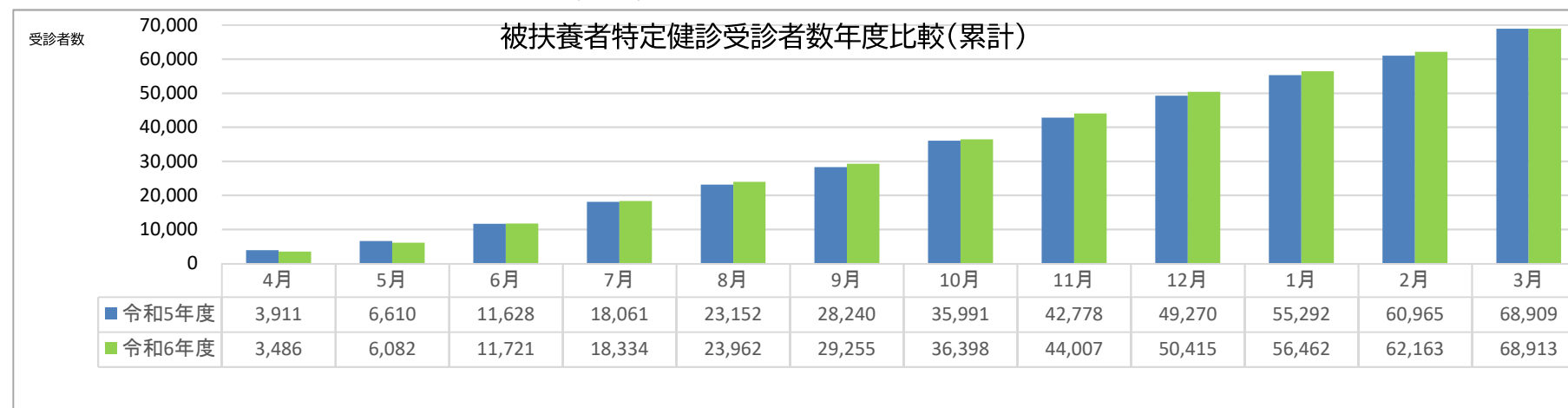
令和6年度の特定健診（被扶養者）にかかる取り組み内容

- 特定健診の未受診者に対し、年3回（6月、9月、12月）の文書勧奨を行うとともに各期※の集団健診日程の周知した。（前年、集団健診日程掲載をとり止めたことによる影響があったため、改善を図る）

※ 6月…7～9月の日程周知、9月…10～12月の日程周知、12月…1～3月の日程周知。

- 特定健診の未受診者勧奨を実施しつつ、他のアプローチ方法として加入者の利便性を考慮し自治体で実施している、がん集団検診会場において、協会けんぽの加入者（扶養者）が受診できる体制を整備し実施してきた。（協会主催の集団健診比較は1会場当たり+8.3人、令和6年度は21自治体で開催、令和5年から5自治体の増加）

KPI：被扶養者の特定健診実施率 27.8%（予測）



実績評価と要因分析

- ・単月比較を行うと6月以降は前年度を上回る結果となった。要因として以下の2点があげられる。

- ①令和5年度の状況を踏まえ、集団健診勧奨DMにおいて市区町村ごとに会場と日程を掲載したこと、健診機関独自のオプション検査についても紹介することで、充実した内容で受診するメリットとしてアピールしたこと。
- ②市町村がん検診との合同集団健診において自治体数が増加したこと。

3. 令和6年度保健事業実施 結果について

(1) 健診

⑤令和7年度の実施計画 (生活習慣病予防健診・事業者健診・特定健診)

令和7年度の生活習慣病予防健診にかかる実施計画

- ①未受診事業所（未受診者）への効果的・効率的な勧奨による生活習慣病予防健診受診促進の実施
- ②県内広域において集団健診を開催し、未受診事業所（未受診者）への受診機会の確保

令和7年度の事業者健診データ取得にかかる実施計画

- ①外部委託業者のスケジュールの管理、定期的な勧奨データの提供から健診データ早期提出の促進
- ②健康宣言事業所・重点事業所・健診機関へ健診データ提供の交渉・取得促進
- ③関係団体（労働局・愛知県）との連携による健診データ取得促進

令和7年度の特定健診にかかる実施計画

- ①集団健診＋無料オプション検査の創設（骨粗鬆症検査、眼底検査）による魅力的な健診の推進
- ②集団健診における自治体とのがん検診の同時実施の推進
- ③集団健診のDM通知に対して、予約・実施状況から通知内容の改善、見直しの実施

3. 令和6年度保健事業実施結果について

(1) 健診

⑥令和7年度以降の健診体制の見直しについて（予定）

保健事業の一層の推進について

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

具体的な見直し（案）

被保険者

人間ドックに対する補助の実施

- 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

- 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の拡充

- 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施

3. 令和6年度保健事業実施結果について

(1) 健診

⑥令和7年度以降の健診体制の見直しについて（予定）

実施内容について

令和7年度

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部（北海道・徳島・佐賀）において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

令和8年度

人間ドックに対する補助の実施

- 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施。
- 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は、日本人間ドック・予防医療学会／日本病院会、日本総合健診医学会、全日本病院協会、全国労働衛生団体連合会が実施する第三者認証を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

若年層を対象とした健診の実施

- 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

令和9年度

被扶養者に対する健診の拡充

- 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

3. 令和6年度保健事業実施結果について

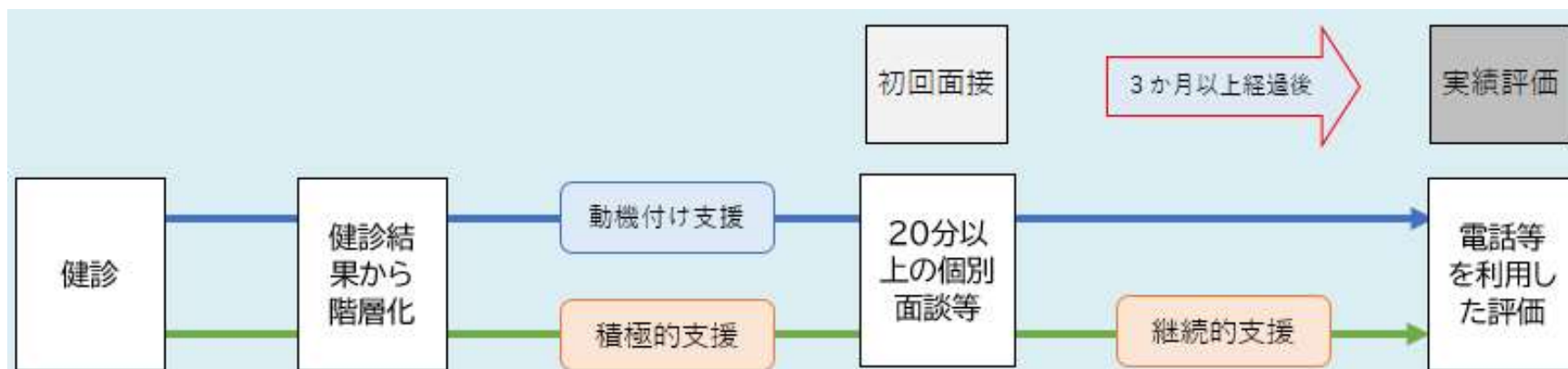
(2) 特定保健指導

① 令和3～6年度の特定保健指導の実施者数・実施率・全国順位

特定保健指導 過去3年との比較

		令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		指導対象者数(人)	実施数(人)	実施率(%)	全国順位	指導対象者数(人)	実施数(人)	実施率(%)	全国順位	指導対象者数(人)	実施数(人)	実施率(%)	全国順位	指導対象者数(人)	実施数(人)	実施率(%)	全国順位
被保険者	初回面談	125,912	22,211	17.6	41	127,394	24,084	18.9	39	123,349	28,838	23.4	35	127,697	33,492	26.2	29
	評価		18,183	14.4	41		17,415	13.7	39		22,463	18.2	34		24,771	19.4	29
被扶養者	初回面談	5,923	1,000	16.9	23	5,679	847	14.9	32	5,167	934	18.1	26	5,314	958	18.0	25
	評価		971	16.4	16		727	12.8	30		750	14.5	27		786	14.8	29

特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）のフロー



3. 令和6年度保健事業実施結果について

(2) 特定保健指導

②令和6年度の特定保健指導（被保険者）にかかる実績評価と要因分析

愛知支部の被保険者にかかる特定保健指導最終評価内訳（人）

	協会けんぽ保健師等実施分 +継続支援機関実施分	健診機関実施分	特定保健指導専門機関実施分	合計
令和5年度	6,723	13,388	2,352	22,463
令和6年度	6,290	15,558	2,923	24,771
増減	-433	+2,170	+571	+2,308

実績評価と要因分析

①協会けんぽ保健師等実施分+継続支援機関

初回面談実施人数は7,164人（R5年度）から7,672人（R6年度）へ508人増加した。しかし、継続支援委託機関が6,086人（R5年度）から5,868人（R6年度）へ218人、協会けんぽ保健師等実施分が637人（R6年度）から422人（R5年度）へ215人減少させたことにより、最終評価人数が減少した。

令和6年度より第4期特定保健指導が開始となり、プロセス評価によって獲得できるポイント数が減少し、継続支援期間が令和5年度以前より長期化した。これにより、最終評価が令和7年度以降に繰り越しになったこと等が原因と思われる。

②健診機関

特定保健指導の実施件数が伸び悩んでいる健診機関を訪問し、他の健診機関の好事例等を紹介し、阻害要因の解決に取り組んだ。また、健診機関の保健指導担当者に参加いただく会議を開催し、グループワークを通じた情報共有や相互連携の強化を図った。

③特定保健指導専門機関

専門機関と毎月打合せを行い、委託業務の進捗管理を徹底するとともに、処理遅延の発生を防止した。また、予約獲得件数の向上及び中断率の減少に向けた対策を指示し、中断率の減少につながった。23.8%（R5年度）→13.2%（R6年度）。

3. 令和6年度保健事業実施結果について

(2) 特定保健指導

③令和6年度の特定保健指導（被扶養者）にかかる実績評価と要因分析

愛知支部の特定保健指導初回面談内訳（人）

	協会けんぽ保健師等実施分	健診機関実施分	合計
令和5年度	19	915	934
令和6年度	14	944	958
増減	-5	+29	+24

愛知支部の特定保健指導最終評価内訳（人）

	協会けんぽ保健師等実施分	健診機関実施分	合計
令和5年度	16	734	750
令和6年度	17	769	786
増減	-1	+35	+36

実績評価と要因分析

特定保健指導実施者数のうち、初回面談が24人、最終評価が36人それぞれ増加した。

分母となる特定保健指導対象者数が5,167人(R5年度)から5,314(R6年度)へ2.8%増加したことに対して、分子となる最終評価人数が750人(R5年度)から786人(R6年度)へ4.8%増加したことが、実施率が増加した要因である。

健診機関実施分の初回面談が増加した理由は、集団健診会場で健診当日の特定保健指導を実施するように健診機関へ働きかけたことにあると思われる。

3. 令和6年度保健事業実施結果について

(2) 特定保健指導

④令和7年度の実施計画（被保険者・被扶養者）

令和7年度の特定保健指導（被保険者）にかかる実施計画

- ①特定保健指導を利用することの重要性について、様々な機会を通じて周知広報を行う。特定保健指導事例集（事業所版）を作成し、特定保健指導の効果的な利用勧奨に活用する。
- ②全ての特定保健指導対象者の利用機会を確保するよう、利用案内の徹底を図る。
- ③質を確保しつつ外部委託を更に活用することにより、健診・保健指導が一貫して実施できる健診当日の初回面談や遠隔面談等（ICT）の活用を促進する等、特定保健指導を利用しやすい環境づくりを推進する。
- ④実施件数が伸び悩む健診機関の事情を聴き取り、課題解決策を提案し、実施件数向上を促す。特定保健指導事例集（健診機関版）を作成し、全国の健診機関の好事例を紹介するとともに、特定保健指導の促進を働き掛ける。

令和7年度の特定保健指導（被扶養者）にかかる実施計画

- ①集団健診の会場においては健診当日の初回面談を実施することを必須とし、集団健診会場を訪問するなどして、健診機関に特定保健指導の実施を促す。
- ②特定保健指導利用券送付時に「愛知支部内相談室での保健指導(血管年齢・肌年齢・骨強度測定等の特典あり)」「健診機関での保健指導」「ドラッグストアでの保健指導」の3種類から保健指導の実施方法が選択できることを周知し、実施率向上を図る。

3. 令和6年度保健事業実施 結果について

(1) 健診

①生活習慣病予防健診の制度周知手法について

ご意見をいただきたい内容について

協会けんぽでは、令和8年度から健診体制の見直しに伴い、人間ドック健診補助や健診項目の追加、若年層に対しての生活習慣病予防健診の実施などを予定しております。

これらの健診体制の見直しについては、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するため、健診や特定保健指導の実施率向上や重症化予防対策の充実をさせること、また、20代から健康意識を醸成することで、自主的な健康増進を定着させることを目的とした見直しとなります。

生活習慣病予防健診については、年に1回リーフレットを郵送することで事業所を通じてご案内しているところですが、生活習慣病予防健診を知らなかったという問い合わせが一定数あり、制度周知が行き届いていない実態がございます。令和8年度からは人間ドック健診と併せて制度周知していくこととなりますが、生活習慣病予防健診の制度周知のために、どのような施策が効果的であるとお考えになりますか。